

# 馬事普及特別対策事業実施要領

制 定 令和 4年 4月 12日

(目 的)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るため、第2条に掲げる団体等が行う事業を実施するのに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業の選定、実施及び補助の方法等に関して、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この実施要領によるものとする。

(事業の内容等)

第2条 事業の内容、事業実施主体、補助の対象、補助金の額等は、別表のとおりとする。

(1) イベント活性化促進事業

地方競馬主催者及び畜産関係団体等が開催する馬事普及教室、馬力大会等に対し、その経費を補助する。

(2) 生産技術研修事業

重種馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研修に対し、その経費を補助する。

(3) 調査研究事業

農業協同組合、農業協同組合連合会等及び重種馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研究開発に対し、その経費を補助する。

(4) 共進会等推進事業

農業協同組合、農業協同組合連合会及び重種馬生産地域の生産集団等が行う共進会の開催に対し、その経費を補助する。

(補助事業の実施期間)

第3条 補助事業の実施期間は、令和4年4月から令和5年3月までの間とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による選定申請書を協会が定める期日までに協会に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由によるものであって、協会が特に認めるものは、この限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 協会は、前条の規定により選定申請書の提出があった場合、その内容を審査し適当であると認めたときは、補助事業として選定のうえ補助金の交付決定を行い、事業実施主体にその内容を通知するものとする。ただし、必要があると認めた場合には、事業内容に修正を加え、又はその内容に条件を付すことがある。

(補助金の交付決定の変更等)

第6条 事業実施主体は、補助金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、事業計画を変更しようとするときは、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。

3 協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事情変更による補助金の交付決定の取消し等)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付決定後に生じた天災地変等の事情の変更により特別な必要が生じたときは、別紙様式第3号による事情変更報告書を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定による報告書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

3 協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の完了報告)

第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第4号による完了報告書を速やかに協会に提出しなければならない。

(補助事業の確定の通知)

第9条 協会は、前条の規定による完了報告書の報告を受けた場合、その内容を審査し、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第10条 補助金の交付は、千円未満を切り捨て、精算払いの方法による。ただし、協会が特に必要と認めた場合には、概算払いをすることがある。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用した場合、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に合わなくなった場合、及びその他この実施要領の規定に違反した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、すでに交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 協会は、第1項の規定により補助金の交付決定の取り消しをしたときは、事業実施主体にその内容を通知するものとする。

(業務検査)

第12条 協会は、必要があると認めたときは、事業実施主体に対して補助事業の内容、補助金の使用状況を検査することができる。

2 前項の規定による検査及び地方競馬全国協会が行う協会の監査に関連し、事業実施主体の補助事業の内容や補助金の使用状況の監査が行われる場合は、これを拒んではならない。

(書類の経由)

第13条 馬事協会に提出する書類は、都道府県主務課を経由して行うものとする。

(書類の保管)

第14条 事業実施主体は、補助事業に係わる経理等関係書類を、補助事業を実施した年度の次年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めなき事項は、必要に応じて別に定める。

#### 付 則

この実施要領は、令和4年4月12日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

事業の内容及び要件	事業実施主体	助成の対象	助成金の額	注意事項
(1) イベント活性化促進事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 600,000 円以内  (③馬力大会等は 110,000 円以内)	馬事全般に係るイベントについては、次のいずれかであること。  ① 地方競馬場で開催するイベント ② 馬の共進会、畜産フェア、農業祭等で開催する馬事普及教室等 ③ 重種馬が参加する馬力大会等
(2) 生産技術研修事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 600,000 円以内	後継者の養成、飼養技術の情報交換、馬文化啓発活動等の研修内容は次のとおり。  ① 馬の飼養管理・繁殖技術に関すること ② 家畜のふん尿処理利用に関すること ③ 馬産の経営に関すること ④ 馬の先進地の事例に関すること
(3) 調査研究事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 600,000 円以内	事業実施主体が重種馬の生産技術に係る調査研究で事業を第三者に委託及び第三者と共同研究する場合は、別添の「令和3年度地方競馬全国協会畜産振興事業を第三者に委託して事業を実施する場合の留意事項」に基づき実施すること。
(4) 共進会等推進事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 300,000 円以内	本事業における共進会の対象は、重種馬が10頭以上出品される共進会とし、出品奨励金及び輸送費については、家畜借上料として区分すること。

様式第1号

令和 年度馬事普及特別対策事業補助金交付申請書

年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

㊧

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、馬事普及特別対策事業実施要領第4条の規定により申請します。また、補助事業に係る補助金 千円の交付方よろしくお願いいたします。

なお、補助金の交付決定のうえは、特に付された条件等に従って補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 ( 年 月 日現在)

2 補助事業名

3 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助対象 事業費	補助金		自己資金	借入金	寄付 その他	備考
			協会	その他				
	円	円	千円	円	円	円	円	

4 事業実施場所

5 事業の完了期日 年 月 日

6 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
主な内容				

※ 事業の実施が複数回に亘る場合は、その旨を明確にすることとし、必要に応じ別紙に記入すること

7 補助事業の内容及び所要経費

費目	員数	単価 (円)	金額 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 事業費 (円)	補助金額 (円)

※ 事業の実施が複数回に亘る場合は、その旨を明確にすることとし、必要に応じ別紙に記入すること

8 添付書類

事業計画書、収支予算書

様式第2号

令和 年度馬事普及特別対策事業変更承認申請書

年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

㊧

年 月 日付け 公日馬第 号をもって補助金の交付決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく馬事普及特別対策事業実施要領第6条の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助対象 事業費	補助金		自己資金	借入金	寄 付 その他	備 考
			協 会	その他				
変更前	円	円	千円	円	円	円	円	
変更後								

3 変更理由

4 変更内容

5 その他必要書類

様式第3号

令和 年度馬事普及特別対策事業事情変更報告書

年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

㊧

年 月 日付け 公日馬第 号をもって補助金の交付決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事情変更がありましたので、馬事普及特別対策事業実施要領第7条の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助対象 事業費	補助金		自己資金	借入金	寄付 その他	備考
			協会	その他				
	円	円	千円	円	円	円	円	

3 事情変更が生じた理由

4 事情変更までの事業の遂行状況等

5 事情変更に伴う今後の希望事項



様式第4号

令和 年度馬事普及特別対策事業完了報告書

年 月 日

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名 ㊧

年 月 日付け 公日馬第 号による補助金の交付決定の通知 (年 月 日付け 公日馬第 号による変更承認通知) に基づいて下記 のとおり事業を完了しましたので、馬事普及特別対策事業実施要領第8条の規定により報告します。なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した経費配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費	補助対象事業費	補助金		自己資金	借入金	寄付その他	備考
			協会	その他				
	円	円	千円	円	円	円	円	

3 事業の実施場所

4 事業を完了した日 年 月 日

5 補助事業及び事業に関連する事業の実施状況  
交付申請書の様式を参考に記載すること

6 事業効果

- 7 補助事業の内容及び所要経費  
交付申請書の様式を参考に記載すること
  
- 8 補助金振込先金融機関名 ○○銀行○○支店  
(普通・当座) 口座 NO. ○○○○○○○○号  
口座名義人
  
- 9 添付書類
  - ①共通して必要なもの
    - ア 申請書の添付書類で、その後変更したもの
    - イ 事業に要した経費内訳書
    - ウ イの内容が明らかとなる書類 (請求書、領収書の写しなど)
    - エ 当該補助金に係る消費税仕入控除税額を補助金から減額して報告する場合は、その積算の内訳等が明らかとなる書類
    - オ 収支報告書
    - カ 交付決定時に指定した書類